

第4次 土浦市男女共同参画推進計画 ～誰もが個性と能力を 十分に発揮できる社会に向かって～



男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

(男女共同参画社会基本法第2条)

令和3年3月 土浦市





計画策定の趣旨

本市では、平成 23 年 3 月に「第 3 次土浦市男女共同参画推進計画」を策定し、平成 24 年 4 月には「土浦市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、平成 24 年 11 月に「男女共同参画都市」を宣言して男女共同参画社会推進の土台を作り、平成 28 年 3 月に「第 3 次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）」を策定して、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を推進してきました。

現在の我が国は、少子高齢化の進行と人口減少時代の到来に加え、単身世帯の増加が進んでいます。今日では、子育てや介護は専ら家庭だけ・公的サービスだけが担うのではなく、地域でお互いに助け合い支え合いながら取り組むことが主流になるなど、社会環境が変化しつつあります。

少子高齢化で労働力人口の減少や生産年齢人口の減少が懸念される中で、女性の活躍は社会・経済の持続可能な発展のためにも重要です。女性が職場・家庭・地域等生活の様々な場面において、自信とやりがいをもって多様な役割を果たし活躍できる社会を築くことが求められています。

この度、第 3 次計画の後期計画期間が令和 2 年度をもって終了することから、これまでの取組状況の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな視点を加えた取組を示し、今後 10 年間の男女共同参画社会づくりの行動指針として「第 4 次土浦市男女共同参画推進計画」を策定します。



計画の位置付け

この計画は、次のような位置付けにあります。

- ✓ 土浦市男女共同参画推進条例（平成 24 年条例第 13 号）第 8 条に基づく「基本計画」
- ✓ 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- ✓ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第 2 条の第 3 項に基づく「市町村基本計画」
- ✓ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」
- ✓ 第 8 次土浦市総合計画を下支えする計画



計画の期間

この計画の期間は、令和 3 年度～令和 12 年度の 10 年間とします。

中間年度である令和 7 年度には、事業の検証や評価を行った後、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じ見直しを行い、「第 4 次後期計画」を策定するものとします。

令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)
基本構想（令和 3 年度～令和 12 年度 10 年間）										
策定 期間	前期計画（令和 3 年度～令和 7 年度 5 年間）									
						見直し	後期計画（令和 8 年度～令和 12 年度 5 年間）			

基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度または慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

基本目標 1

男女の共同参画の
実現に向かって

男女双方が社会に参画できるようにするための取組, 職場における女性の活躍の促進, 教育の場における幼少期からの男女平等教育の充実, 市による男女共同参画意識の啓発などの取組を進め, **性別を問わず誰もが希望する形で参画できる暮らしやすい社会づくりを図ります。**

- | | |
|----------|----------------------|
| 施策の方向性 1 | 男女の社会参画の推進 |
| 施策の方向性 2 | 職場における女性の活躍の促進 |
| 施策の方向性 3 | 教育・学習の場における男女共同参画の推進 |
| 施策の方向性 4 | 男女共同参画意識の形成 |

基本目標 2

多様な働き方と持続可能な
生活の実現に向かって

安心して働ける職場づくりと働き方の見直しの推進, 仕事と育児・介護等の両立支援の推進, 生活上の困難を抱える人々に対する支援を進め, **その人に合った多様な働き方と持続可能な生活ができる環境整備を図ります。**

- | | |
|----------|----------------------------|
| 施策の方向性 1 | ワーク・ライフ・バランスの実現と働き方の見直しの推進 |
| 施策の方向性 2 | 特に配慮・支援を要する男女を支える仕組みづくり |

基本目標 3

安心・安全の
実現に向かって

配偶者からの暴力(DV)の防止と被害者への支援, あらゆる人権侵害の根絶, 防災における男女共同参画, 心と体の保護に努め, **誰もが安心・安全な生活を送ることができる社会づくりを進めます。**

- | | |
|----------|------------------------|
| 施策の方向性 1 | 配偶者等からの暴力の防止と被害者に対する支援 |
| 施策の方向性 2 | あらゆる人権侵害の根絶 |
| 施策の方向性 3 | 防災における男女共同参画の実現 |
| 施策の方向性 4 | 心と体の保護 |

評価指標一覧



基本目標 1 男女の共同参画の実現に向かって

指標	現状値	目標値
審議会等の女性委員の登用率	26.3%	30.0%
社会全体としての男女の地位が平等であると感じている市民の割合【市民意識調査】	14.1%	20.0%
土浦市男女共同参画センターの認知度【市民意識調査】	31.1%	45.0%



基本目標 2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって

指標	現状値	目標値
仕事と家庭生活をともに優先している市民の割合【市民意識調査】	37.4%	45.0%
保育所の待機児童数	2人	0人
家庭の生活セミナー・父と子のクッキング講座を受講した人数	52人	100人



基本目標 3 安心・安全の実現に向かって

指標	現状値	目標値
DV被害者のうち、被害を相談したことがある人の割合【市民意識調査】	44.2%	50.0%
性被害者相談窓口の認知度	—	20.0%

第4次土浦市男女共同参画推進計画 概要版 令和3年3月発行

【編集・発行】 土浦市市民生活部市民活動課男女共同参画室
〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号
☎029-826-1111 (代表) <https://www.city.tsuchiura.lg.jp/>